

京都市新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務委託に関する 公募型プロポーザル募集要項

1 委託業務の概要及び基本事項

- (1) 件名
京都市新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務
- (2) 業務内容
別紙1「京都市新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
令和5年4月1日～令和5年9月30日
※ 国において決定される新型コロナワクチンの接種事業の期間に応じて、延長又は短縮する可能性があります。
- (4) 委託金額の上限
510,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※ 開業場所や業務に必要な物品等は受託者において用意すること。
※ 数量が見込みにくいものは単価契約、それ以外は総価契約とする。なお、見積書の作成に当たっては、単価契約分・総価契約分を分けて記載すること。

2 応募資格

本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加してください。プロポーザルに参加する資格を有するものは、次の要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又はISO27001を取得し、現在も継続して保有していること。
- (4) 複数で構成される事業者（以下「共同事業者」）の参加にあつては、その代表者及び構成員の全てが(1)～(3)に該当していること。また、共同事業者の構成員が本募集の他の応募者（共同事業者の場合はその代表者及び構成員）でないこと。

3 応募方法

プロポーザルの参加を希望する者は、次の提出書類を「10 問合せ及び提出先」に記載のメールアドレス宛に電子メールで送付してください。メールの件名は「【コロナワクチンCC】プロポーザル参加申込」とし、送付後に、電話で送達確認を行ってください。

- (1) 参加申請書等の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 参加申請書（様式1）
 - (イ) 会社概要（様式2）
 - (ウ) プライバシーマーク又はISO27001を取得していることが分かる書類等（写）
 - イ 提出期限
令和5年2月14日（火）午後5時まで（必着）

ウ その他

アの提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出してください。

(2) 参加申請書等の無効

参加申請書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知します。

- ア 「2 応募資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合

4 質問及び回答

(1) 質問者の資格

参加申請書を提出した者

(2) 提出期間

令和5年2月16日（木）午後5時まで

(3) 質問方法

「10 問合せ及び提出先」に記載のメールアドレス宛に電子メールで送付してください。

共同事業体の場合は、代表となる法人又は個人を定めたうえで、代表となるものが質問を提出すること。

メールの件名は「【コロナワクチンCC】プロポーザルの質問」とし、送付後に、電話で送達確認を行ってください。面談、電話又はFAXでの質問及び受託候補者の選定方法に関する質問は一切受け付けません。

(4) 回答

質問に関する回答は、令和5年2月17日（金）までに、京都市保健福祉局医療衛生企画課のホームページに掲載します。

※ 送付されたものから順に随時掲載します。

5 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙2「京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業コールセンター業務委託に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参により紙文書で提出してください。

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書

社名記載あり 1部

社名記載なし 10部

イ 見積書及び経費内訳書

社名記載あり 1部

社名記載なし 10部

ウ 類似業務実績一覧（様式4）

社名記載あり 1部

社名記載なし 10部

(2) 提出場所

「10 問合せ先及び提出先」 参照

(3) 提出期限

令和5年2月21日（火）午後5時まで（必着）

※ ただし、持参の場合は土・日・祝日を除くこととし、郵送の場合は、令和5年2月21日（火）午後5時必着とする。

※ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更を一切受け付けない。

(4) 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面によりその旨を通知します。

ア 「2 応募資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えている場合

6 選定方法

(1) 選定方法

選定は「京都市新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務受託候補者選定会議」（以下「選定会議」という。）で行います。

選定の対象は、企画提案書等の提出者（5(4)に基づき無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定に当たっては、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、提案者の業務実施能力を審査して最も優れた提案があった者を受託候補者に決定します。

提案者が6者以上の場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いてプレゼンテーションの対象となる提案者の選考を行います。この場合、別表「京都市新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務委託提案に係る選考基準」により、プレゼンテーションの対象となる提案者を5者選考します。書類選考の結果、プレゼンテーションの対象とならなかった提案者に対しては、(2)アの期日までに電子メール及び書面により通知します。

提案者が1者の場合においても、選定会議での協議により総合的に評価の高い提案（プレゼンテーション）を行ったと判断すれば、受託候補者に決定します。

なお、評価点の平均が50点以上の者がいない場合は、再度公募を実施します。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 日時

令和5年2月27日（月）又は28日（火）

（時間等詳細についてはプレゼンテーション対象となる提案者に別途通知します。）

イ 場所

京都市中京区上本能寺前町488番地 分庁舎内会議室（予定）

（詳細については、参加者に別途連絡します。）

ウ 内容

説明時間は15分以内とし、質疑応答時間は10分程度とします。

また、出席人数は各事業者4人までとし、コンサルタント等、事業担当者ではない者の出席は認めません。

なお、原則として、プレゼンテーションに参加しなかった提案者又は指定の時間に無断で遅刻した提案者は選定の対象外となります。

(3) 評価項目

別紙3「京都市新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務委託提案に係る選考基準」参照

(4) 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知します。また、本市ホームページにて、選定結果とプロポーザル参加者及び評価点を公表します。

7 委託契約の締結

(1) 原則として、提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とします。

※ ただし、新型コロナワクチン接種に係る新たな国の方針等（接種期間、接種対象者、接種回数等）が示されたことにより、当業務を実施するに当たって前提となる事項等に大きな変更が生じた場合は、本市と協議のうえ、契約金額を変更することがある。

(2) 選定された受託候補者と仕様等、契約条件の詳細を協議のうえ、契約を締結します。

(3) 選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とします。

(4) 国において本事業を継続しないと決定された場合や本事業に係る予算が不成立の場合等に、契約できない場合があります。この場合を含め、本市は契約期間前の行為により生じる一切の費用（スタッフの研修費、システム開発費、物件の賃料等）を補償しません。

8 留意事項

(1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等は返却しません。

(3) 公募手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。

(4) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は一切受け付けません。

(5) 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

(6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合に公開することがあります。

(7) 受託候補者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することはできません。

また、業務の一部を第三者に再委託しよう（契約金額の内訳の7割超を委託する場合等）とするときは、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければなりません。さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託候補者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負います。

(8) 令和5年2月7日（火）の募集開始から令和5年2月21日（火）の企画提案書受付締切までの間において、国から今後の新型コロナワクチン接種に係る新たな方針等（接種期間、接種対象者、接種回数等）が示されて、これにより別紙の仕様書に大きな変更が生じると本市が判断した場合は、応募者に対し、当変更の内容を踏まえた企画提案書や見積書等の提出、プレゼンテーションの実施を求めることがあります。

この場合、令和5年2月21日（火）までに、応募者に対し、電子メール及び書面にて個別に通知します。

9 スケジュール

日時	内容
令和5年2月7日	募集開始
令和5年2月14日（午後5時まで）	参加申請書受付締切
令和5年2月16日（午後5時まで）	質問受付締切（2月17日までに回答）
令和5年2月21日（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和5年2月27日又は28日	提案者によるプレゼンテーション
令和5年3月上旬	受託候補者決定
令和5年4月1日	業務委託開始

10 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課新型コロナウイルスワクチン接種事業担当（担当：山田、若井）

電話：075-222-3423

FAX：075-708-6212

メール：vaccines-kyoto@city.kyoto.lg.jp

※ 様式1から3、別紙1から3までの各種の提出書類及び資料は、京都市保健福祉局医療衛生企画課のホームページからダウンロードできます。